

（午前10時35分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、8番 阪本君。

〔8番（阪本久代君）登壇〕

○8番（阪本久代君）改めまして、おはようございます。きょうは風邪をひいて、ちょっとお聞き苦しいところがあると思いますが、お許してください。

通告に従いまして一般質問を行います。今回は2項目です。

まず、1つ目は水道事業についてパート2ということで、9月議会に続いて、水道事業について一般質問を行います。今回は橋本市のホームページなどで公表されている資料から、疑問点を三点質問いたします。

まず、一つ目、アセットマネジメントとは。

第1回水道事業審議会議事要旨の中に、「平成21年に第5次拡張を計画した際には、経営に差し迫った状況ではありませんでした。その後、拡張事業を推進している間に国からアセットマネジメント手法の導入を推奨されました。そこでアセットマネジメント手法を用いて改めて更新投資や財源を見直した結果、料金を上げざるを得ないということが今般、明確になりました」とあります。

このアセットマネジメント手法をどういうものとお考えですか。

2番目、20年間に195億円の根拠。

「施設再構築計画に基づく橋本市水道事業の今後の方向性について」より、今後20年で約110億円の更新需要額とあるのに、投資計画で約195億円と1.8倍にもなるのはどうしてですか。

3点目、給水原価。

給水原価が3通りの金額で報告されています。どういうことですか。このことについて、お手元の資料を見てください。ちょっと説明させていただきます。

まず、資料1。これは橋本市水道経営室から、検針のときに各戸に配付されたお知らせです。これは裏表になっているんですけども、裏面の経営のところ、給水原価と料金単価ということで、給水原価が256円になっています。この説明としては、「水道水1㎡につき178円いただいておりますが、現在、1㎡を届けるのに256円かかっています」というふうな説明があります。

資料2を見てください。これは平成29年度橋本市公営企業会計決算審査意見書より出したものです。これの一番下のグラフを見てください。これの一番右、平成29年度の給水原価は237.32円です。これがさっきの256円となっているということです。

資料3を見てください。これは和歌山県のホームページからとったものです。これはまだ平成28年度の決算しか出ていませんけれども、⑥給水原価というところがあります。これは平成28年度ですが、151.54円となっています。

先ほどの資料2を見ていただいたら、右から2番目が橋本市が出している給水原価なんですけれども、これでいくと210.88と明らかに大きな違いがあります。この3通りです。

資料4に、総務省自治財政局公営企業経営室長が出された算出方法の資料を入れてあります。この2枚目の第1の2のところに給水原価の算出方法というのが書いてありまして、ここに出し方が書いてあります。

なぜ3通りあるのかということです。

質問の2番目は、災害時の避難勧告についてです。

今年の台風第24号のとき、9月30日10時に市内全域に避難準備・高齢者等避難開始が発令され避難所を開設、14時に市内全域に避難勧告が発令されました。この市内全域に避難勧告というのは、市民全員が避難できる場所がない、どこに避難すればいいのかなど、余計に混乱を招くのではないのでしょうか。もっときめの細かい避難勧告を出すことができないのでしょうか。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君の質問項目1、水道事業に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（山口孝次君）登壇〕

○上下水道部長（山口孝次君）水道事業についてお答えします。

まず、一点目のアセットマネジメント手法の考え方については、厚生労働省によると、水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引きにおいて、水道ビジョンに掲げた持続的な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動と定義しています。

本市水道事業においてはこの手引きに基づき、平成30年3月に橋本市水道事業施設再構築計画を策定しています。この計画は、水道事業の資産である設備等の老朽化や耐震化の度合い、その施設が故障した場合の影響などの調査と評価を行い、経営資源の効率的、効果的な管理・活用を考慮した実現可能なものとして策定されています。

この更新計画は長期的な視点に立ったものであり、将来にわたり膨大な更新費用が必要

であることが明確になりました。

次に、二点目の、20年間に195億円の根拠というご質問にお答えします。

平成29年12月11日の経済建設委員会において、施設再構築計画に基づく橋本市水道事業の今後の方向性についての報告をしました。報告の中で、配水支管を除く施設・設備、基幹管路について、更新基準年数による更新需要額を示し、今後20年で約110億円、その後30年で約375億円と説明しています。

この場合、需要額については後の30年間で初めの20年間の3倍以上となるため、前倒しで更新できるものは初めの20年間に移行し、その期間において事業費を極力平準化しました。さらに、耐震化工事や基幹管路以外の管路についての修繕の費用を加えたものが20年間で195億円になります。

次に、三点目の、給水原価が3通りあるというご質問についてお答えします。

一つ目は経営比較分析表における額です。これは給水原価の算定時に長期前受金戻入益を控除したものです。この額は平成26年度決算からの会計基準変更に伴う算出方法です。

二つ目は水道事業決算における額です。これについては、従前からの連続性を持たせるために、計算方法を変えずに算出しています。長期前受金戻入益は資産の裏づけのない収益であるため、本市水道事業の実態をより正確にあらわす額であると考えています。

三つ目は、本市水道事業審議会で議論されている内容を説明したチラシに記載された額です。これは料金単価と比較するためのものです。この料金単価は使用者がふだんから目にする税込み価格で表示しており、それと比較しやすいように、二つ目の額である給水原価に消費税率8%を加算したものです。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君、再質問ありますか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）まず、1番からお聞きします。

厚生労働省の推奨によって、このアセットマネジメント法で見直したということなんですけれども、水道というのはどんどん広がっているときには確かに拡張工事をしていきますけれども、それが済んだら、老朽化したところを入れ替えていくというか、更新をしていくというのがそもそもの水道事業の性質だと思うんです。

そのときに、推奨されたからというんじゃないで、今までも水道の中では、いつつくられたもので更新の時期はいつなのかということとはあらかじめもう把握されていたことであると思うんです。それをしていなかったら、そのこと自体がそもそも問題だと思いますので。それをしながら、なおかつ平成21年度には水道ビジョンで第5次拡張計画ということで99億円の事業費が要するというふうなことも出されていました。

ただ、今度のアセットマネジメントでは、今あるのを、いったら、つい最近、去年つくったのも含めて1回更新するのにどれだけお金がかかるかというのを出されたと思うんです。それでいくと、さっきも20年間ととか、その後30年間とというお話がありましたけれども、今現在の数字と実際に20年後に更新の時期が来たときに実際に要る費用とというのは、この20年の間にかなり経済事情とかも変わって数字が違ってくるのではないかと思うんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）ただ今のご質問ですけれども、今現在の見込み額で現在試算をして行っておるところでございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）ということは、実際に10年後、20年後にはまた数字が変わる可能性があるということですね。間違いありませんか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）はい。議員おただしのとおりでございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）それならば、今、100億円とか300億円とかかかると言っているのは、ただ単に、水道料金を上げなければいけないという理由のために言っているのではないかというふうに聞こえてしょうがないんですけれども、そうではないんですか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）おただしにお答えいたします。

ただ今のご質問ですけれども、今後、安定供給、水を安定に供給していくためにも更新をしていく必要がございます。そのためにも、その莫大な更新費用を行うために資金を確保しておくための料金改定ということでございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）安定供給は必要だと思っているんです。そこは別にそのとおりだと思うんですけれども、ただ、今までも、さっきも言いましたけど、平成21年度から37年度までの第5次拡張事業、このときは高野口のほうの水道料金を橋本市にあわせて、たしか値上げはしたと思うんですけれども、全体的にはそれ以上の値上げという話はなかったと思うんです。なおかつ、先ほども言いましたけど、この第5次拡張を計画した際には、経営に差し迫った状況ではありませんでしたというふうに議事録の中でも書いてあります。

だいたい、水道というのはやっぱり生活に

欠かすことのできないものですし、また、洗濯にしろお風呂にしろ、公衆衛生にも欠かすことのできない、市民にとって大事なものです。水道料金というのは生活の中ですごく大きな比重を占めるもので、その値上げというのは直接、生活に直結するものであると思います。

今まででもできるだけ値上げをしないように、更新計画を立てながらいろいろやってきたのではないかと思いますけれども、それがこのアセットマネジメント手法を用いたことで、むしろ値上げの理由にしているんじゃないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）ご質問にお答えいたします。

第5次拡張計画において、施設整備計画期間は平成21年度から平成37年度としています。その計画に基づいて、送水管接続事業、簡易水道統合整備事業などを実施してきたところです。更新事業については、全体の資産規模と経年化の状況から事業費を見積もり、計算しました。

その後、アセットマネジメントの考え方も取り入れた第5次拡張事業計画を見直した施設再構築計画では、計画期間を50年としています。ここで個々の資産の状況について、現時点での状況を把握し、それを評価・分析して、長寿命化と平準化を行った事業計画を策定しました。計画時間を長くすることで、第5次拡張事業での計画期間の後に、それまで以上の費用を要する施設更新時期を迎える資産の状況についてもわかり、それらを含んだ更新計画を策定することとなりました。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）いってみれば、昭和50

年代から城山台の開発が始まり、それから大規模な団地がどんどんできてきたと思うんです。長く橋本に住んでいる者からすれば、それらの団地が古くなって老朽化する時期に更新が重なってくるというのは、誰が考えてもというか誰が見ても明らかなことではないかと思うんです。

そのときに、どれだけ平準化するかということは確かに必要なことではないかと思うんですけれども、かといって、前倒しするといっても、必要のない、まだ替えなくても大丈夫なものまで替えていくことが要るのかなとむしろ思うんですけれども。

20年間の計画を出された中では、確かに平成31、32年ぐらいに浄水場の機械と電気の更新ということでかなり大きな金額になっていましたけれども、その後は本当に少なくなくて、20年後、大規模な団地がだんだん老朽化してきたときぐらいに、どんどんと確かに、その後の30年で370億円でしたか、というふうなことにはなっているんですけれども、いったら、それは予想どおりのことではないかと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）お答えいたします。

更新費用に限らず、水道事業は平素から効率的な経営を心がけています。施設再構築計画を立てるにあたり、将来予測に基づき必要な施設能力を算出し、施設の統廃合及びダウンサイジングによる効率的運用を基本コンセプトとしました。これにより、現状資産と同じものを1回更新する場合と比べ、費用削減効果は約130億円と見込んでいます。

また、更新時期についても、法定耐用年数ではなく更新基準年数を定めることで、施設を長く使い、利用者の負担を減らす方法をとっています。

なお、水道の利用者は受益者であると同時に事業者とともに水道事業を支える存在であると考えています。そのため、安定供給のために利用者に応分の負担を求めることにつきましてはお理解をいただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）ここに、橋本市に住んでいる限り、値上がりしても値上がった水道料金を払っていかないといけない、それはもうそのとおりです。ただ、そのことが本当にこれからのまちづくりにとって、住みやすい、魅力ある橋本市に映るかどうかということはまた別問題だと思うんです。その辺についてはどうお考えですか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）水道といたしましては、安定供給というのを一番に考えてございます。その点を考えていきますと、やはり施設の更新というのも必要になってくると思いますので、この点については、市民の方々には大変ご負担をおかけすることになるんですけども、この辺はご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）更新は必要だと、それはわかるんです。ただ、市民に負担のないような更新計画を立てるのが水道の役目ではないかと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）お答えいたします。

今のご質問ですけども、先ほども答弁いたしましたとおり、施設の統廃合やダウンサイジング、効果的な運用をコンセプトとして考えておるといところで、極力、市民にご負

担をおかけしないような方法で現在考えております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）いうたら、1,000億円以上のが9百いくら億円になったとかという話で、経済建設常任委員会のほうでも説明はあったんですけど、それは先の遠い話で、今現在でいえば、納得のできる説明とは言えないというふうに思います。

3番のほうに行きます。給水原価です。なぜこの給水原価にこだわるのかということは、給水原価と供給単価の関係というのが、現在の水道財政が健全かどうかを見るのに大きな指標になっているからです。

給水原価が3通りもあって、先ほど説明はありましたけれども、一番思ったのは、市民に対して配られたチラシが、いうたら給水単価が一番高いんですね。使えば使うほど赤字になると、そういう関係にとれるようなビラになっていたと。

これだけの説明では本当に、値上げしたいがためにこの一番大きな数字を市民に対して配ったようにしか見えないんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）お答えいたします。

三つの給水原価ということでございますけれども、この原価につきましては、3通りの給水原価につきましては、それぞれ意味のある役割があるというふうに考えてございます。

経営比較分析表の給水単価は全国にあるほかの事業者との比較に用います。決算書の給水原価においては事業実態の把握に用います。チラシにおける給水原価は水道料金との比較に用いました。

一つ目の経営比較分析表における額ですが、

この表には様々な指標が載っており、総務省からそれぞれの指標について計算式が指定されています。この額はそれに従ったものです。

二つ目の水道事業決算における額ですが、これについては、従前からの連続性を持たせるために、計算方法を変えずに算出しています。長期前受金戻入益は資金の裏づけのない収益であるため、本市水道事業の実態をより正確にあらわすための額でございます。

三つ目は、本市水道事業審議会で議論されている内容の説明をしたチラシでございますけれども、これは料金単価と比較するためのものです。この料金単価は使用者がふだんから目にする税込み価格で表示しており、それと比較しやすいように、二つ目の額に消費税を加算したもので載せておるものでございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）先ほども言いましたように、給水原価と供給単価との関係というのはすごく大事なんです。経営比較分析表は、平成26年に水道会計が統一されて、その後つくられたもので、いうたら、全国で比較できるようにということで作られているものです。

資料3を見てもらったらわかるように、2番目の累積欠損金比率というのがありますけれども、水道事業の会計が変わったときに、今まで、平成25年度までは累積欠損金があったんですけども、会計の仕方が変わったことによって欠損金がゼロになったんです。そのことについては今までの決算の報告の中でもきっちり報告されているし、決算書にも出てきています。

それにもかかわらず、給水原価については今までどおりの方法で報告をし、これと一緒に料金回収率も給水原価を式に使うものから変わってきています。そもそもなぜ計算

の仕方が統一されたのかということであれば、誰が見てもわかるように透明性を図るというか、だから、全国どこで比較してもわかるような透明性を図るために式が統一されたと。それでいけば、橋本市の経営は健全なんです。資料3の全体総括の中にも、経営的には現状では良好と言えるというふうに書いてあります。

にもかかわらず、今までどおりであれば、給水原価のほうが供給単価よりも高い、ということも赤字だということを言いたいわけです。こういうところにだけそれを使って、市民に対してきっちりとした正確な情報を出していないということ自体が問題だと思うんですけども、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）給水原価は水道水1 m<sup>3</sup>をつくるのに要する費用をいいます。水道を供給するための費用を分子にして、水道使用料である有収水量を分母として割ったものです。分子において費用から長期前受金戻入金控除をしていないものについては、長期前受金戻入は現金収入の伴わない収益であり、補助金、負担金などは将来も同様にもらえる保証もないことから、会計では保守主義の考え方といいますが、本市では長期前受金戻入金を控除していないものを事業運営の一つの指標として位置づけて、これを決算書において載せております。

この給水原価の決算書への記載については、法令等で定められた決算書様式にあるものではなく、主として独自に業務の状況をあらわす指標として載せています。このことにより、同じ計算方法を用いて連続性を持たせることで、会計では継続性といいますが、過去から本市水道事業の推移を確認することができます。事業の実態を把握するための指標になると考えております。

また、分子において費用から長期前受金戻入を控除しているものについては、会計基準改正による計算方法として総務省から示されております。起債申請や統計データなどのときはこの数値を用いることになっており、本市においてもその計算方法により対応しています。また、数値については、統計や経営状況においてホームページなどで公表しておるものでございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）これを調べているときに、式が2通りあって、前受金を引く引かない、2通り、確かにありました。その中で、総務省自治財政局公営企業課にも問い合わせをいたしました。そうしましたら、給水原価を書く書かないは各団体の判断だけれども、書く場合は総務省の式を用いるのが適切であると。ということは、前受金を引くほうが適切であるということです。それを使わないのなら、その意図を説明する必要があるということでした。

橋本市の場合、会計基準が変わってからも引かないままでずっと来ているんですけども、そもそも引く場合もあるということも知らせていないし、なぜ引いていない、そのままの式を使っているのかということも、何の広報もされておられません。

そのことでいえば、市民に対する説明責任を果たしていないというふうに言えるのではないのでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）お答えいたします。

決算書においてなんですけれども、その分、計算方法については記載してございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）私の言っていることに

答えておられません。

○議長（岡 弘悟君）阪本議員は、算出方法が総務省のほうでは長期前受金を引いた式で出すべきだというふうに聞いておると。それと、引いていない式と引いている式と二つあるのに、なぜ片一方のほうだけしか公表されないのかと。両方を公表して市民に説明するのがしかりではないんですかという質問ですので、それについてお答えください。

上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）本市においても、当然に補助金や起債申請や統計資料に使うときには、総務省の統一ルールに従って長期前受金戻入を加算した給水原価として適正に対応しております。そして、決算書の報告、業務報告においては、何を載せるかは法令等で規定されているものではなく、自治体が独自に判断できる部分です。

本市においては、人口や配水量などとともに給水原価についても記載しており、その際には長期前受金戻入を算入していないことを明示して決算書に載せているものでございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）県にも問い合わせをしたんですけども、どちらにしても、書くのであれば2通り書くべきだというお答えだったんです。橋本市は、県への報告といいますか、経営比較分析表のほうは前受金を引いた金額で、なおかつ決算の報告については引かない数字で書いているわけなんです。

引かない場合は、結局、給水原価のほうが高いので、使えば使うほど赤字だと。引いた場合はもう給水原価のほうが高いので黒字であると、こういうふうな形になってくるわけなんです。

それを、県にしても国にしても、書くのであれば両方書くべきだということを言ってい

と思うんです。でも、橋本市は県にはこっち、市民にはこっちというふうに使分けをされている。これは問題ではないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）お答えいたします。

現在の本市のやり方については、間違いではございません。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長、間違っているか正しいかではなくて、周知の仕方について、一つのものではなくて、やはり二つ載せるべきではないのかと。県に報告する式と市民に報告している式が違うので、それであるのなら、二つ載せるべきではないんですかという質問です。間違えているか正しいかの質問ではございません。

上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）その点についてでございますけれども、今後、市民の方にもわかりやすくできるような工夫を行っていききたいというふうに考えてございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）そうしましたら、わかりやすくというか、2通りきっちり書くということではよろしいですか。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）その点につきましては、今後検討をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）まだ検討するという返事なんですか。がっかりです。

市民に対しても、第2弾、第3弾のビラを出されるというふうには聞いているんですけれども、この給水原価についてもきっちりとした説明を書いてもらえないかなと思うんです。1回目のビラでは、とにかくものすごい、

つくるのにお金がかかっていると。これでは、つくったらあかんの違うかと、お水を。本当は、お水を使えば使うほど給水原価というのは下がるわけですから、その辺もきっちり理解してもらえるように知らせるべきではないかと思うし、なおかつ、やっぱり値上げしたいがための手段に使っているのではないかなというのは拭えないんですけれども、その辺、要するに、市民に対してきっちり本当のことを知らせるといのが一つと、値上げのための手段に用いているかどうかということについてお尋ねします。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）市民の方に対してわかりやすい説明ということでございますけれども、それにつきましては、よりわかりやすい方法、どのようにしていくか、説明をどのようにしていくかというのも今後考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）それと、あと、一つの式を使うことが、値上げのための理由づけにしているのではないかという質問に対して、そうでないのか、あるのか、答弁願います。

上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）お答えいたします。

値上げについては審議会でも議論していただいておりますところではあるんですけれども、本市事業においては、本業のもうけをあらわす営業収支は赤字であり、水道供給にかかる費用を料金で賄っていない現状がございます。

審議会では、市民に安定供給を損なうような事故などが発生するリスクという負担を可能な限りかけないためにどうするかという視点に立って、そのために必要な更新投資は必要であり、それを実施するためには裏づけとなる資金の確保をいかに行うかということで



審議をいただいているところでございます。

○議長（岡 弘悟君）値上げのための理由づけにはしていないということによろしいでしょうか。そうですね。

上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）そのとおりでございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）赤字だということをおっしゃりたいんだと思うんですけど、それならばなぜ、9月のときも言ったんですけども、ここ最近でいえば、起債せずずっと事業をされているんです。なおかつ、市民病院への貸し付けもずっとされているわけです。なぜそういう余裕があるのかと。赤字であるならば。

なおかつ、先ほどの図ですけど、市民に配られた図ですけど、あれを見た一般市民がどう言ったかということ、それならば、なぜ費用を削減する努力をしないんだと。ここまで差がある、何でこんなんやっていけているんだと、こういうふうな意見もあったんです。その疑問に対しては、どうお答えされますか。

○議長（岡 弘悟君）水道経営室長。

○水道経営室長（石井秀樹君）現在の収益だけを見るのではなくて、今後の更新投資を見たときに、資金不足に陥る、純損益が赤字になるということはもう明らかです。

今後、浄水場の更新投資が30億円、大規模な投資が行われます。そういったことを見たときには、今後の経営状況は非常に厳しくなるということでございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今言われたことと、先ほどの答弁とは一致していないのではないですか。収益ではやれていないというふうに、たしかおっしゃったように思うんですけど。今現在。

○議長（岡 弘悟君）水道経営室長。

○水道経営室長（石井秀樹君）今現在がどこを指されるかということですけども、審議会の答弁ということであれば、平成20年当時の話ということでございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）いやいや、そうじゃなくて、給水原価が高過ぎると、それは値上げの理由にはしていないと、たしかさっきおっしゃったと思う。けども、今現在の収益で賄えているかということと賄えていないということも言われたと思うんです。その次に言われたのが、これから工事をしていくのにお金がないから、いずれ赤字になると。言っていることがばらばらではないですか。

○議長（岡 弘悟君）水道経営室長。

○水道経営室長（石井秀樹君）今現在、水道供給にかかる費用を料金で賄えていないのは事実です。そして、料金改定の審議において、給水原価と供給単価をどうするかという議論ではなくて、資金確保をいかにするかという視点で議論をしたということでございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）わかりました。営業収益と営業費用のことをおっしゃっているんですね。営業収益では営業費用はたしか赤字やったと思うんです。でも、営業外収益と営業外費用を足した分であれば、前受金が入ってくるので黒字になると。でも、それプラス、特別収益と特別費用と全部あわさったのが収益的収支の決算になると思うんです。それでは黒字ですよ。間違いありませんか。

○議長（岡 弘悟君）水道経営室長。

○水道経営室長（石井秀樹君）収益的収支は黒字です。営業外収益の非資金性の長期前受金戻入益を反映して、結果、そうっております。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）黒字ということをやつと認めてもらえてよかったです。ありがとうございます。

○議長（岡 弘悟君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）阪本議員に、もう一度説明をいたします。

確かに、実態のないお金である長期前受金戻入益というのは、お金がないんですよ。ただ、決算上お金があるように見えているだけの話で、これは本当にこの会計でも非常に大きな問題で、私いつも言うんですけど、赤字なのに何で黒字って書くんやというたら、それはこういうふう公表しなさいということになっているということなんです。

だから、私たちは、これから水の安定供給をしていくために、じゃ、どうすんのよと。昭和57年かから値上げて消費税のときに1回やっただけなんです。当然、更新費用がどんどんどんどん増えてくる中で、実際、現金も4億円ほど減ってきています。そういう中で、見た目の利益だけを見て水道事業をやっていたら、いずれ水道をとめらなあかんようになります。

そこも考えてもらわんと、黒字やから、見た目は黒字やけどという問題ではなくて、当然これからの更新費用はどれぐらい要るんやと。耐震化もまだまだできていない。これから浄水場の整備にしても30億円と言うてますが、あれは動かしながらやるんです。別のところへ土地をかうてやったら安うあがるんやけども、今の機能上それができない。そういう問題もあるので、2系統ある1系統を動かしながら浄水場を動かす。でも、これ潰れてしまったら、もう水の供給もできない。浄水場というのはもうこれ以上放っておけない。

あるいは、まだ第5次拡張計画でも高野口町まで水が行っていないんです。これも早く

つながんと、高野口町の水を取るところも老朽化してきて、いつまでもつかわからん。去年の台風21号ではそこが埋まってしまった。

そういうふうな問題もある中で、私たちは経営の実態をもっとよくわかってほしいというふうな形で、審議会の答申もいただいておりますし、本当に市民の皆さんに、このままだいけば水道を維持できないということで、あえて批判を受ける覚悟でこれを示しているんです。

黒字やからえんちゃうかと、その事実だけで物事を、共産党さんのチラシでも水道会計は黒字ですと出ていましたわ。でも、私に来てから、まず57億円のお金を、これも処理しましたやん。実態のないお金やということで。9月議会でも6億3,000万円、実態のないお金やからと処理してますやん。

これ病院もそうなんやけど、会計上入れることによって黒字になるし、入れるところを違ったらマイナスになるという現実もあるんです。だから、この会計制度の中で私たちは公表はきちつとしていかなあかんのですけども、ただ、経営の実態というのをやっぴり市民の皆さんに見てもらわなあかん。知ってもらふということが大事なんです。

その中で私たちは、これから水道料金を値上げする場合はきちつと説明をしていくことはしていきます。ただ、ここで黒字の言質を得たからというような言い方をされますと、本当に水道をとめらな、今の水道料金でいけば、恐らく、今持っている現金も10年ぐらいたったらもうなくなります。それぐらい、今、水道事業というのは切羽詰まってきたりしています。

だから、私、本来やったらやりたくないことをやっているわけです。今までの市長やったらそこまで考えてなかったんかもわかれへん。5%から8%になったときも実質で料金を下

げて、1.08%にしたら今の料金にしてるなんて問題をどんどんどんどん先送りした結果が今こうなっているんです。

ですから、もうこれ以上先送りできない。今もうどこの市町村でも、水道を今、広域化という話も出てきています。でも、あんなんむちゃくちゃな話です。ほんまに、あれは都会ではできるけど、こういう和歌山県みたいに田舎のところで50万人の給水人口を得て、そんな広域化ができるかという、それは不可能に近い話です。

だから、私たちは今、できるだけ、企業会計ですので、そのお金が入ってくるように、本来、水道料金で企業会計は運営するものですから、例えばそれをやらなくて、今度、一般会計から繰り出しをしたら、今度、一般会計の、じゃ、8億円繰り上げしたら8億円削らなあかんのです。福祉を守られへんかわからんのですよ。その辺のことも十分理解した上でお話をいただいたらなと思います。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）会計制度が変わったのは国が変えたわけです。橋本市は今までからフル償却をしていたと。みなし償却をしていたところがあったので前受金というのが出てきたんだと、そういうふうには理解しているんですけど、でも、言い方を変えたら、今までフル償却していた分で減価償却をかなり多く見積もっていたわけです。それが全部、前受金でなあって戻ってきているのでもないみたいな感じでややこしいんですけど、補助金の部分は前受金で戻ってきていると。

その辺がわかりにくいところはあるんですけど、でも、実態のないお金が入ってきている、前受金という形で入ってきている、それはそのとおりです。でも、減価償却も使っているわけじゃないんです。その減価償却で資本的収支の中の、借金を返したり、また、

事業に使ったりしているわけです。

だから、そういう全体的に見れば、実態はというのはまた違うかもしれないけど、会計上は収益的収支は黒字なんです、今のやり方で言えば。そこを認めてもらいたいです。

○議長（岡 弘悟君）暫時休憩いたします。

（午前11時27分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（岡 弘悟君）再開いたします。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）さっきも言いましたけれども、むしろ、赤字だから値上げしなあかん、ではないとおっしゃいました。これから確かに更新の時期を迎えていて、お金がたくさん要ると。それを準備するのに今のままでは足りない。ただ、それをどういうふうに計算するのかということら辺が水道のやっている計算だと思うんです。

それについては、素人ではそれが正しいのかどうかというのがよくわからない、実際問題としたら。今、審議会の中で出てきている案でいえば、10㎡が今の1,780円を2,400円にするという案が審議会の中では出てきていたんです。基本水量でいえば3割以上の値上げという、これをせんといかんねやと言われたらそうかもしれないけれども、これだけの値上げというのが受け入れられるかといったら、また別問題だと思うんです。その辺のこともやっぱりわかるように説明していただいたいと思うんです。

○議長（岡 弘悟君）計算方式の明確化ですね。もっとね。

答弁願います。上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）その点につきましては、丁寧な説明を今後していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）丁寧な説明というよりも、ちゃんとわかるように説明してもらいたいんです。一般市民がわかるような説明をしてもらいたいと思うんですけど、お願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）上下水道部長。

○上下水道部長（山口孝次君）議員おっしゃるとおり、そのようにしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、災害時の避難勧告に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（吉本孝久君）登壇〕

○危機管理監（吉本孝久君）災害時の避難勧告についてお答えします。

現在、本市では、気象庁和歌山气象台からの気象情報、国土交通省近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所からのダム放流量情報、紀の川水位情報や、和歌山県の土砂災害警報情報等、あらゆる情報を収集分析し、予測される災害に対し、避難準備、避難勧告や避難指示の出すタイミングを判断し、エリアメール、防災はしもとメールや防災行政無線にて避難情報の周知を図っています。

市内全域に避難勧告を発令することは余計に混乱を招くのではないかとのおたただしですが、災害の危険性の原因、例えば、降雨による紀の川本流の増水による氾濫の危険性があるのか、土砂災害の危険性があるのかなど、災害の危険性の種類により地域を細分化して避難情報を発令できない場合があります。

既に洪水ハザードマップを全戸配布しているところですが、今後、土砂災害ハザードマップの全戸配布を計画しており、土砂災害警戒区域等、きめ細かい避難勧告を出せるよう努力したいと考えます。

ただし、土砂災害ハザードマップに関して

は、現在、県が事業主体となり土砂災害防止法に基づき、2020年度を目標に市内全域で土砂災害危険区域の指定を順次行っていくことから、この指定完了後、市でハザードマップを作成し、周知することとなりますので、早くともそれ以降の周知となります。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君、再質問ありますか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）今言われた橋本市のハザードマップはこれなんですけど、この中にも、避難勧告は通常の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況というふうに書いてあります。

あんまりこの避難勧告がしょっちゅう出されるようになったら、このぐらいやったら大丈夫違うかなという形で判断することになりはしないかなという心配が一つあるのと、それとまた、土砂災害についてもハザードマップをつくっていくということなんですけど、残念なことに、このハザードマップは色分けがすごい似ていてわかりにくくて、一応ここに書いてあるんですけど、ぱっと見たときに自分とかがどうなのかというのがすごくわかりにくい色使いになっているんです。ぜひとも次につくるときには、ぱっと見ですぐわかるような感じの色使いにぜひともしてもらいたいと思うんですが、二点、よろしく願います。

○議長（岡 弘悟君）危機管理監。

○危機管理監（吉本孝久君）避難勧告を何回も出すことにより避難しなくなるというお話につきましては、まず、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示という、避難には3種類の発令がありますが、災害による被害の可能性が低い状況で避難勧告を何度となく繰り返すことによりまして避難しなくなる

という可能性は確かに危惧はされます。

被害の可能性を予測し、適切に避難開始、それから勧告、指示を発令することは必要というふうに考えております。

と申しますのは、国や県からの通達文書に、空振りを恐れずに、躊躇なく避難勧告等を発令することを基本とする通達文書が来ておりますので、それを基本としまして、本市としましては、空振りを恐れず、適切な避難勧告をしたいと思っております。

それから、もう一点の、土砂災害危険区域のハザードマップ、これを今後つくっていく予定なんですけども、その辺に留意はしたい

と考えます。ただ、洪水ハザードマップにつきましては、地図も小さいので、私のところはどうなっているのかというふうな、わかりにくいという電話がございます。そういう場合は危機管理室に来ていただければ、拡大図もお渡しさせていただいている状況です。

以上です。

○議長（岡 弘悟君） 8 番 阪本君の一般質問は終わりました。